

社会福祉法人あやめ会 伊豆市中伊豆地区地域包括支援センター 伊豆市指定介護予防支援事業所運営規程

（目的）

第1条 伊豆市が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要支援状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な介護予防支援を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名 称 伊豆市中伊豆地区地域包括支援センター
- ②所在地 伊豆市八幡500番地の1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ①管理者は1人とし、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。なお、管理者は②の担当職員の業務を兼務する。
- ②担当職員（介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師等）は3人以上とし、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。
 - ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 12月29日から翌年1月3日までの日（アに掲げる日を除く）
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第6条 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業所等に関する指定介護予防サービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者サービスの選択を求めるものとする。

- 2 介護支援専門員は、通常事業所内において利用者の相談を受けるものとする。
- 3 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、アセスメント票に基づく課題分析票を用いて、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この場合、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得るものとする。
- 5 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、

当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成するものとする。

- 6 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けたサービスの担当者から、会議の招集、照会等により、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案について位置付けられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 8 介護支援専門員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 9 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 11 介護支援専門員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
- 12 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置付ける場合にあつては、原則として当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。また、医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。
- 13 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は介護保険法第37条第1項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（サービスの指定については変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成するものとする。
- 14 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期にかたよることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。
- 15 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービスを居宅サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 16 虐待防止に係る組織内の体制整備や、虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と連携し対応に努めるものとする。
- 17 感染症や災害が発生した場合でも、業務の継続に向けて必要な措置を行うものとする。
- 18 感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を行うものとする。
- 19 ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ケアハラスメント等）の排除並びに防止のための方針の明確化等の必要な措置を行うものとする。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第7条 事業所は、利用者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(指定介護予防支援の利用料等及び支払の方法)

- 第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、全額を保険給付から得るものとする。
- 2 第1項の費用の支払を受ける場合には、利用者の家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、伊豆市中伊豆地区とする。

(秘密保持等)

- 第10条 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、従事者であったものが業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないようにするため、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、提供した指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

- 第14条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は、事業主、事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。